

改訂年月日	平成 年 月 日	改訂 承認			
-------	----------	----------	--	--	--

VI 安全管理実施責任者から安全管理責任者への報告に関する手順

自社に安全管理実施責任者を設置する場合に定めることとする。

また、業務委託先に設置する安全管理実施責任者から当社の安全管理責任者への報告に関する手順については、「Ⅸ 薬事法施行規則第 97 条各号に掲げる業務の委託に関する手順」に定める。